

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正について

1 条文の移動関係（第2条第3号及び第9条第1項）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の一部改正において、以下のとおり、新たな条項の追加による条項の繰り下げが行われた。

このため、これらの条項を引用している「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（条例）第2条第3号及び第9条第1項の一部改正を行う。

（廃棄物処理法の改正の条項繰り下げの内容）

廃棄物処理業の許可期限の適正化、欠格要件の追加など、廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置許可手続の適正化を目的として、新たな条項が追加され、既存の条項が繰り下げられた。

- ・産業廃棄物処理業許可 「法第14条第4項」 「法第14条第6項」
- ・特別管理産業廃棄物処理業許可
「法第14条の4第4項」 「法第14条の4第6項」
- ・産業廃棄物処理施設変更許可
「法第15条の2の4」 「法第15条の2の5」

2 知事の調査権限の整備(条例第26条)

(1) 廃棄物処理法改正の内容

廃棄物処理法では、廃棄物の疑いのある物についても、報告徴収及び立入検査ができるよう改正された。

これは、有価物であると主張して法律の規制を免れようとする者の発生を防止するため、廃棄物であることの疑いのある物に対しても報告徴収及び立入検査を可能とする規定が盛り込まれたものである。

(2) 条例改正の内容

ア 報告徴収

条例の現行の規定では、特定産業廃棄物(「建設廃棄物」及び「廃タイヤ」を条例施行規則で指定)を屋外で保管している者について、これら特定産業廃棄物を屋外において保管しているとの判断ができなければ報告を求めることができない。

しかし、特定産業廃棄物の疑いのある物を屋外で保管している者からも、届出が必要か否かを確認するため、報告を求める必要が生じる場合があり、今回の改正により、このような者からも報告を求めることができることとする。

イ 立入検査

(ア)報告の徴収では特定産業廃棄物の屋外保管の届出の要否を確認することができない場合には、その者の事務所若しくは事業場又は特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している場所の立入検査をする必要が生じる。このため、これらの場所を立入検査することができる場所に加えることとする。

(イ)現行の規定は、廃棄物を試験の用に供するのに必要な限度において無償で収去することができることとしているが、廃棄物の疑いのある物についても、廃棄物であるか否かを確認するための試験の用に供するため、収去する必要が生じる場合がある。このため、廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去することができる物に加えることとする。

3 施行日

平成16年1月1日

新

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一及び二 略

三 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けた者をいう。

四 略

（計画内容の周知等）

第九条 法第八条第一項若しくは法第九条第一項の許可（法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）又は法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の五第一項の許可（法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）（以下「法第八条第一項等の許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域（以下「関係地域」という。）内に於いて、当該施設の設置等に係る計画の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2
略

旧

（定義）

第二条 同上

一及び二 略

三 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項若しくは第四項又は第十四条の四第一項若しくは第四項の許可を受けた者をいう。

四 略

（計画内容の周知等）

第九条 法第八条第一項若しくは法第九条第一項の許可（法第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）又は法第十五条第一項若しくは法第十五条の二の四第一項の許可（法第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）（以下「法第八条第一項等の許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域（以下「関係地域」という。）内に於いて、当該施設の設置等に係る計画の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2
略

(報告及び検査)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の所有者等若しくは事業者、法第八条第一項等の許可を受けようとする者、産業廃棄物処理業者、小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者若しくは特定産業廃棄物若しくは特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している者(以下「事業者等」という。)から必要な報告を求め、又はその職員に、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地、事業者等の事務所若しくは事業場、小規模産業廃棄物焼却施設のある土地若しくは建物若しくは特定産業廃棄物若しくは特定産業廃棄物であることの疑いのある物を屋外において保管している場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

2以下略

(報告及び検査)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地の所有者等若しくは事業者、法第八条第一項等の許可を受けようとする者、産業廃棄物処理業者、小規模産業廃棄物焼却施設を設置している者又は特定産業廃棄物を屋外において保管している者(以下「事業者等」という。)から必要な報告を求め、又はその職員に、産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地、事業者等の事務所若しくは事業場、小規模産業廃棄物焼却施設のある土地若しくは建物若しくは特定産業廃棄物を屋外において保管している場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。

2以下略